

法人市民税納付書について

納付書3面とも同じ内容をご記入ください。

印刷はA4横ですが、点線で切り、B5サイズでご使用ください。

● 納めるところ

次の金融機関の本支店

北 陸 銀 行	高 岡 信 用 金 庫	富 山 県 信 用 組 合
富 山 銀 行	氷 見 伏 木 信 用 金 庫	高 岡 市 農 業 協 同 組 合
北 國 銀 行	富 山 信 用 金 庫	い な ば 農 業 協 同 組 合
福 井 銀 行	新 湊 信 用 金 庫	北 陸 労 働 金 庫
富 山 第 一 銀 行	砺 波 信 用 金 庫	

※ゆうちょ銀行および郵便局ではこの納付書は使用できません。

● 延滞金について

- 1 延滞金は、申告書提出期限の翌日から納付の日までの日数(地方税法第321条の12第3項に規定する期間を除く。)に応じ、不足税額に年14.6%(その年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)が年7.3%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)の割合を乗じて計算します。ただし、この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%か当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い方の割合を乗じて計算します。
- 2 納期限の延長があった場合は、その期間中、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合には、不足税額に当該加算した割合を乗じて計算します。
- 3 1及び2の場合に、不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金を計算します。
- 4 1、2及び3により計算した延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- 5 納期限の延長期間について、日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5%の割合を超えたときは別途計算します。